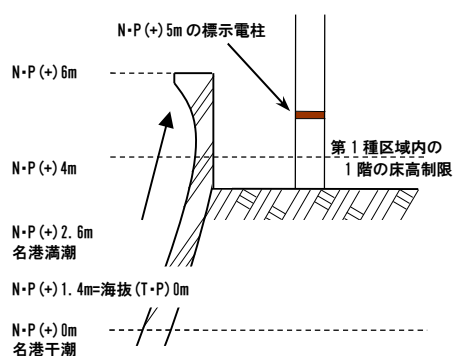
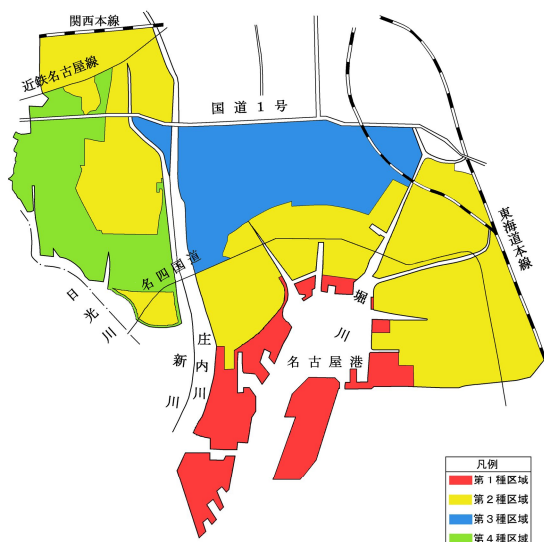


〔10〕臨海部防災区域内の制限

伊勢湾台風を教訓にして、今後そのような被害を防ぎ、市民生活の安全を保持するため、条例で防災区域を指定し、区域ごとに建築物の構造について防災上必要な制限を定めています。

名古屋市臨海部防災区域建築条例による区域指定と制限の概要

	1 階の床の高さ	構 造 制 限	図 解
第 1 種 区域	N・P(+)4m以上	木 造 禁 止	
第 2 種 区域	N・P(+)1m以上	2 階建以上とすること (2 階以上に 1 以上の居室設置) ただし、以下の①から③のいずれかの場合は、平屋建てとすることができる ①1 階の1以上の居室の床の高さがN・P(+)3.5m以上 ②同一敷地内に 2 階建以上の建築物あり ③100 m ² 以内のものは避難室、避難設備の設置	
第 3 種 区域	N・P(+)1m以上		
第 4 種 区域	N・P(+)1m以上	2 階建以上とすること (2 階以上に 1 以上の居室設置) ただし、以下の①、②のいずれかの場合は、平屋建てとすることができる ①1 階の1以上の居室の床の高さがN・P(+)3.5m以上 ②同一敷地内に 2 階建以上の建築物あり	
※公共建築物等の制限：第 2 種～第 4 種区域 範囲…避難及び救助・救援の拠点となる可能性がある学校（各種学校を除く）、病院、集会場、官公署、及び 2 階以上に容易に避難が難しい児童福祉施設等その他これらに類する公共建築物で延べ面積が 100 m²を超えるもの 制限…(1) (2) (3) を全てみたとすこと (1) 1 階の床の高さ N・P(+)2m以上、(2) N・P(+)3.5m以上に 1 以上の居室設置、(3) 木造禁止			
※建築物の建築禁止：第 1 種区域 範囲…海岸線・河岸線から 50m以内で市長が指定する区域 制限…居住室を有する建築物、病院及び児童福祉施設等の建築禁止 (木造以外の構造で、居住室等の床の高さを N・P(+)5.5m以上としたものについては建築可能)			



N・P(+) の説明図

名古屋港基準面 (N・P(+)0m) = 東京湾中等海面 T・P-1.412m T・P(0m) = 海抜 0m

区域内に N・P 高さを標示した電柱がありますので、これらを基準としてください。

条例・解説の全文、区域、電柱の位置については、こちらをご覧ください。

名古屋市 臨海部防災

検 索

「名古屋市臨海部防災区域」

(<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/toshikeikaku/1018015/1018021/1018031/1018049/1034591.html>)